

### 出席停止扱いの感染症について

学校保健安全法により児童・生徒が感染症と診断された場合、あるいは疑いがあると診断された場合は、本人の休養と他人への蔓延、流行を防ぐために出席停止（欠席扱いしない）の措置をとることになっています。万一、感染症と医師から診断された場合は、下記の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養させて下さい。治癒後、「診断書」または「治癒証明書」を医師に必要事項を記入していただき、学級担任まで提出して下さい。

記

#### 1 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	対象疾患（潜伏期間）	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、中東呼吸器症候群、鳥（H5N1）インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（1日～2日）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで（H24改訂） <b>※別紙「インフルエンザによる出席停止報告書」を提出</b>
	百日咳（6日～15日）	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで（H24改訂）
	麻疹（はしか）（10日～12日）	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）（14日～24日）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで（H24改訂）
	風しん（3日ばしか）（14日～21日）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）（11日～20日）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）（5日～6日）	主要症状が消退したあと2日を経過するまで
	結核	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎（H24年改訂）	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失し病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで

# 治癒証明書（インフルエンザを除く）

主治医殿

愛知産業大学三河高等学校

普通・電気・情報処理 科 \_\_\_\_年\_\_組\_\_番

氏名\_\_\_\_\_

出席停止の理由

(診断名) \_\_\_\_\_

出席停止期間

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ~ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

上記の通り、証明いたします。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医療機関

及 び

医師氏名

印

## 【注意】

2020 改訂

- ・「治癒証明書」または「診断書」に出席停止期間が記入されていることを確認してください。
  - ・治癒証明書が必要な場合は保健室にあります。また、本校HPからもダウンロードできます。
  - ・治癒証明書は学校所定の用紙ですが診断書となるため、文書料がかかることがあります。
- ※インフルエンザの場合は「インフルエンザによる出席停止報告書」の提出をお願いします。

## インフルエンザによる出席停止報告書の提出について

学校保健安全法第19条の規定により、インフルエンザに罹患した(疑いを含む)場合は出席停止となります。ご家庭において、医師と相談の上適切な処置をとられますようお願いいたします。

治癒後、登校の際に裏面の報告書を保護者の方が記入し、インフルエンザによる受診がわかる内容が明記された医療機関・調剤薬局等発行書類(領収書・明細書・検査結果・処方箋が記載されたもののうちいずれか)のコピーを添付して担任へご提出ください。

【医療機関・調剤薬局等発行書類 添付欄】

### インフルエンザ

## なぜ出席停止なの？

**出席停止期間**  
発症した後5日を経過し、  
かつ解熱した後2日を経過するまで  
※医師が感染のおそれがないと判断した場合は、これより早い時期でも登校可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	発熱	解熱				登校OK	
発症	発熱	発熱	解熱			登校OK	
発症	発熱		解熱			登校OK	

**「解熱した後、②日を経過するまで」のわけ**  
インフルエンザウイルスに感染すると、1～3日の潜伏期間の後、急に発症(発熱)します。感染した人からウイルスが出るのは、発症前の1日と、発熱の期間(3～5日くらい)、そして解熱後2日くらいです。

**「発症した後、⑤日を経過」のわけ**  
インフルエンザの治療薬を服用すると、ウイルスが残ったままでも2日くらいで熱が下がることがあります。この場合、解熱後2日を過ぎても感染力が残るため、「発症した後、5日を経過」するまでは出席停止です。

# インフルエンザによる出席停止報告書（保護者記入）

※この報告書提出の際には、インフルエンザによる受診がわかる内容が明記された医療機関・調剤薬局等発行書類（領収書・明細書・検査結果・処方箋が記載されたもののうちいずれか）のコピーを裏面に添付して担任へご提出ください。

愛知産業大学三河高等学校長殿

提出日 令和 年 月 日

科 年 組 番 氏名

---

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

1. 発症日 令和 年 月 日

2. 診断日 令和 年 月 日

3. 受診医療機関名 \_\_\_\_\_

4. 診断名 インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 型は不明

※該当する診断名に○を付けてください

5. 体温測定（発熱期間が長く記録できない場合は、別の記録用紙を添付するなどしてください）

		体温測定 月日	測定時間：体温				測定時間：体温			
出席 停止 期間	発症日	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度
	1日目	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度
	2日目	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度
	3日目	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度
	4日目	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度
	5日目	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度
	6日目	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度
	7日目	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度
	8日目	月 日 ( )	午前	時	分	度	午後	時	分	度

○ 出席停止期間 はつしょう あと いつか けいか げねつごふつか けいか  
**出席停止期間 発症した後、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで** ○

はつねつ 発熱     
 げねつ 解熱     
 げねつご 解熱後     
 **OK** とうこう 登校できます

はつねつ 発熱 期間	発症日	はつしょうご いつかかん 発症後5日間					はつしょうご いつか 発症後5日が経過		
	ぜろにちめ 0日目	いちにちめ 1日目	ふつかめ 2日目	みっかめ 3日目	よっかめ 4日目	いつかめ 5日目	むいかめ 6日目	なのかめ 7日目	ようかめ 8日目
	いちにちかん 1日間							<b>OK</b>	
ふつかかん 2日間							<b>OK</b>		
みっかかん 3日間							<b>OK</b>		
よっかかん 4日間								<b>OK</b>	
いつかかん 5日間									<b>OK</b>